

青森県病院薬剤師奨学金返還支援事業費補助に関するQ & A

1 対象病院（補助金の対象となる病院）の登録について

（問１）事業者の本社が県外にある場合、「対象病院」として登録することはできますか。

（答）法人所在地が県外の場合も、県内で開設している病院は、対象病院として登録できます。

（問２）診療所を「対象病院」として登録することはできますか。

（答）登録できません。

（問３）登録はいつまでに申請すればよいですか。

（答）申請は随時可能ですが、登録されるまで補助金の交付申請の受付ができませんので御注意ください。

（問４）当院では、規定されている研修プログラムの一部の項目を実施する設備がなく、研修プログラムに含めていないのですが、申請はできますか。

（答）研修プログラムは、少なくとも要領第３第１項に規定する研修項目を全て含むものとしてください。自院で研修項目の一部を実施できない場合、他の病院への出向等により実施してください。

（問５）申請書等に押印は必要ですか。

（答）申請書には押印は不要です。

ただし、誓約書等、一部の書類は自署又は押印が必要です（押印が必要な書類には「㊟」と記載しています。）。

（問６）「対象病院」は公表されますか。

（答）対象病院は、県ウェブサイト上で公表します。

（問７）申請書の様式を電子データでもらえますか。

（答）青森県健康医療福祉部医療薬務課のウェブページに掲載しています。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryo/byouinyakuzaishi_henkanshien.html



2 支援対象者（奨学金返還支援制度により奨学金返還の支援を受ける薬剤師）について

（問１）青森県外の出身者でも支援対象者とすることができますか。

（答）出身地は問いませんので、支援対象者とすることができます。

（問２）県外在住者が県内の対象病院に勤務する場合、支援対象者とすることができますか。

（答）住所地が県外の場合でも、支援対象者とすることができます。

（問３）現在、県外のグループ病院に薬剤師として雇用している者がおります。病院内の転勤により県内の対象病院に勤務させる場合、この者を支援対象者とすることができますか。

（答）支援対象者とすることはできますが、要綱第10（交付決定取り消し）の要件に該当することとなった場合は、既に交付した補助金（前年度以前に交付したものを含みます。）がある場合、その全部又は一部の返還を命ずることになりますので、御留意ください。

（問４）支援条件期間中に、同一の補助事業者が経営する、他の対象病院に転勤した場合、引き続き支援対象者とすることはできますか。

（答）転勤先の病院も対象病院として登録されており、研修プログラムの実施を含む補助事業を継続できる場合に限り、補助は継続されます。

（問５）前年度以前に雇用した薬剤師に対して、今年度から新たに奨学金返還支援を行っていますが、この薬剤師は対象となりますか。

（問）対象となりません。

（問６）雇用形態はパートや嘱託職員でも支援対象者になりますか。

（問）正規雇用の職員のみが支援対象者となりますので、設問の場合は支援対象者にはなりません。正規雇用からパート勤務に変更になった場合、その時点で補助を打ち切ります。ただし、特殊な雇用形態の場合は、個別に御相談ください。

（問７）年齢制限はありますか。

（問）年齢制限は設けません。

3 補助対象経費について

(問1) 対象となる「奨学金」はどのようなものですか。

(答) 大学等の修学のために貸与を受けた、本人による返還が必要な奨学金が対象となります。

＜対象となる奨学金＞

- ・独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（第一種奨学金及び第二種奨学金）
- ・公益財団法人青森県育英奨学会大学奨学金
- ・地方公共団体、公益財団法人等が実施する奨学金、その他知事が適当と認める貸与型の奨学金

＜対象とならない奨学金等の例＞

- ・独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（給付型）
- ・保護者等が借り受けて返済する「教育ローン」
- ・補助事業者が支援対象者に自ら貸与した奨学金

(問2) 複数の団体から奨学金を借り入れている場合、補助対象経費はどのようにになりますか。

(答) 補助対象経費は「補助事業者が、補助対象期間に係る返還支援手当の支給に要する額」であり、算定に借り入れ先の数は影響しません。ただし、対象外の奨学金等に対して手当の支給等を行った経費は、補助対象経費の対象となりませんので、除外して算出してください。

(問3) 当院の奨学金返還支援制度により、既に奨学金返還の支援のための手当等の支給を行っている場合、交付申請前に行った手当等の支給は補助対象経費となりますか。

(答) 当該年度中のものに限り、補助対象経費とすることができます。

(問4) 青森県が実施する他の奨学金返還制度との併用は可能ですか。

(答) 県が実施する他の奨学金返還補助と併用することはできません。

例：あおり若者定着奨学金返還支援制度

(問5) 他の地方公共団体や企業等が独自で行っている奨学金返還支援制度と併用は可能ですか。

(答) 県内市町村が独自で行っている奨学金返還支援制度と併用受けることができます。ただし、支援予定額の総額が奨学金返済残額を超える場合、本事業を利用できません。

※ 他の地方公共団体や企業等の奨学金返還支援制度で、併用を不可としている可能性がありますので、御利用を検討されている団体等の補助制度の規定を確認してください。

(問6) 奨学金を繰上償還する場合、補助金の交付を受けることはできますか。

(答) 補助金の交付を受けることができます。ただし、補助基本額は、要綱別表において、次のうちいずれか低い額をもとに補助金の額を算定しますので、御留意ください。

- ・補助対象経費の実支出額（ただし、補助対象期間における支援対象者の奨学金返還額を上限とする。）
- ・100,000 円に補助対象期間の月数を乗じて得た額
- ・奨学金返済残額を72で除した額に補助対象期間を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）

(問 7) 支援対象者の奨学金返還は今年度の 10 月から始まりますが、当院では、奨学金返還支援のための手当てを同年 4 月から支給しています。この場合、補助対象期間はどのように設定すればよいですか。

(答) 補助対象期間の始期は、要綱別表において、支援対象者の奨学金の返還の債務の履行の開始日であって、返還支援手当の支給を行う日属する最初の月としていますので、設問の場合、始期は 10 月となります。

(問 8) 当院の奨学金返還支援制度では、支援のための手当てを、当該年度末に一括で支給する規定としています。この場合、補助対象期間はどのように設定すればよいですか。

(答) 補助対象期間の始期は、返還支援手当の支給を複数月分まとめて支給する場合は、その対象期間の最初の月としてください。ただし、当該月以前に支援対象者の奨学金の返還の債務の履行が開始している必要があります。

(問 9) 支援対象者が奨学金の返還を滞納した場合、補助金の交付を受けることはできますか。

(答) 正当な理由なく奨学金の返還を滞納した場合は、その時点で補助を打ち切ります。

滞納を把握した場合は、速やかに県に報告のうえ、変更承認申請書又は事業中止（廃止）承認申請書（支援対象者がいなくなる場合）を知事に提出し、承認を受けてください。なお、この場合、従事期間が支援条件期間未満となるため、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることとなります。

(問 10) 支援条件期間中に支援対象者が県外勤務となった場合、補助金の交付を受けることはできますか。

(答) 要綱第 10 第 6 号に該当することとなった場合は、その時点で補助を打ち切ります。その場合の対応は問 9 を参照してください。

(問 11) 支援条件期間中に支援対象者が離職した場合、補助金の交付を受けることはできますか。

(答) その時点で補助を打ち切ります。その場合の対応は問 9 を参照してください。

(問 12) 当院の奨学金返還支援制度規程等に基づき、補助事業者が支援対象者に支給した手当等の返還を受けた場合、それまでに受けた補助金を返還する必要がありますか。

(答) 支援対象者から返還を受けた手当金等に、補助事業者が交付を受けた補助金相当額が含まれる場合は、返還を受けた手当金等のうち補助金相当額の返還が必要ですので、速やかに県に報告してください。

なお、支援対象者が手当て等の返還後離職した場合で、勤務期間が支援条件期間未満である場合、支援対象者から返還を受けた額にかかわらず、既に交付した補助金の一部の返還を求める場合があります。

4 交付申請手続き等について

（問１）支援対象者の奨学金の返還が 10 月から始まります。10 月から手当等の支給を開始する場合、交付申請はいつまでに必要ですか。

（答）支給開始日によらず、別途通知する交付申請書提出期限までに提出してください。なお、登録病院として登録されるまで交付申請書の受付ができませんので御注意ください。

また、本事業は実施年度の予算の範囲内で行うこととしているため、当該予算額を超過した場合、交付申請書の受付ができませんので御注意ください。

（問２）昨年度、返還支援手当での支給が終了した支援対象者がおりますが、奨学金返還支援事業計画書からは削除してもいいですか。

（答）返還支援手当での支給終了後でも、年度内に予定する支援条件期間が含まれる場合、奨学金返還支援事業計画書には引き続き記載してください。この場合、当該支援対象者に係る添付書類は、要綱第 7 第 2 項第 3 号に規定する雇用証明書のみを提出してください。

5 実績報告について

（問１）実績報告書はいつまでに提出すれば良いですか。

（答）補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 30 日（休日の場合、翌日）のいずれか早い日までに行ってください。

（問２）実績報告書に、奨学金の返還の債務の履行のために負担した額を証明する書類を添付することとありますが、具体的に何を添付すればよいですか。

（答）奨学金貸与機関が発行する奨学金返還証明書や、銀行振込の明細等を添付してください。

（問３）実績報告書に、研修プログラムの受講状況が分かる書類を添付することとありますが、具体的に何を添付すればよいですか。

（答）支援対象者ごとに、要領第 3 第 1 項第 2 項に規定する定期的な評価の記録その他、研修を実施していることを証する書類を提出してください。

なお、研修プログラムの修了を報告した翌年度以降の添付は不要です。

6 事業完了報告書について

（問１）事業完了報告はいつまでに行えば良いですか。

（答）支援対象者が支援条件期間の勤務を満了するごとに、すみやかに提出してください。支援対象者が複数の場合で、当該要件を満たした日が異なる場合は、それぞれの支援対象者が要件を満たすごとに提出してください。

（問２）年度内に支援条件期間が満了し、実績報告時点で既に事業完了報告書（第 6 号様式）を提出している支援対象者がおりますが、奨学金返還支援事業実績書への記載は必要ですか。

（答）事業完了報告書を提出した支援対象者に係る記載は不要です。